

第2回会議での協議部分についての条文（案）

（市民参加の手続の対象）

第●条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。

- (1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (5) 行政評価

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手続の結果を反映しがたいもの
- (4) 法令の規定により別に市民参加の手続と同様の手続について定められているもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 執行機関等の権限に属さないもの

3 執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手続の対象とすることができます。